

新型コロナウイルス感染症に対する学校生活についてのガイドライン

長泉町教育委員会
令和4年7月1日

オミクロン株の特徴を踏まえたガイドラインの修正（レベル1を想定）を行います。各学校及び家庭においては、可能な限り感染のリスクを抑えながらも、児童生徒にとって充実した学校生活となるよう努力や工夫、配慮をお願いします。

1 登校前の家庭におけることについて

- (1) 児童生徒は毎日検温し、体温・体調等を電話連絡やC-ラーニングで学校に報告する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の出席等の扱いについては、令和4年4月1日付文書で周知した基準（別記1）による。

2 登校時について

- (1) 児童生徒同士の距離をあけて登校する。

3 学校内での生活について

- (1) 登校後、健康状態が確認できなかった児童生徒に対して、検温や健康観察等が実施できるような体制を整備する。
- (2) 登校後、児童生徒に発熱や呼吸器症状、倦怠感等の体調の変化が生じた場合は、保護者に連絡し速やかに帰宅させる。その際、保健室以外に待機する場所を設ける。
- (3) 3つの条件（「密閉」「密集」「密接」）が同時に重なる場を可能な限り避けることができるよう、教育活動の工夫を図る。
- (4) 常時窓を開けた状態で換気をする。（エアコン使用時も意図的に換気をする。）
- (5) マスクの着用については、令和4年6月1日付文書で周知した基準（別記2）による。
- (6) 流水と石けんによる手指消毒を適宜行う。
- (7) ドアノブ、手すり、スイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる箇所は、消毒液を使用して定期的に消毒する。

4 授業について

- (1) 以下の「感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染対策を行った上での実施を原則とするが、状況に応じて実施を見送る、時期を変更する等の判断をする。
 - ア 音楽科における歌唱指導やリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（マスクを
しての歌唱は可）
 - イ 家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ウ 体育、保健体育における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり
接触したりする場面が多い運動
 - エ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - オ 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する行事
- (2) グラウンド、体育館、図書館等の特別教室の利用・使用については、使用する児童生徒を割り振り、密集を生まないようにする工夫をする。

5 給食について

- (1) 給食の前に必ず全員が流水と石けんによる手洗いを行う。
- (2) 給食の配膳は、密集を避け、限られた人数で行うなどの工夫をする。
- (3) 給食は前向きで喫食する。食事を静かに味わう。

6 休み時間について

- (1) 休み時間には、密集・密接を避けるよう指導する。
- (2) 児童生徒が活動する場所について割り振り等を行う。

7 清掃について

- (1) 清掃を行った後は、流水と石けんによる手洗いをを行う。

8 下校時について

- (1) 複数で下校する場合、近距離での会話をせず、密接しないように心掛けて下校する。

9 下校後の家庭におけることについて

- (1) 帰宅後は必ず流水と石けんによる手洗いをを行うよう指導する。

10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、生活の変化等から、心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在すると考えられる。担任や養護教諭等を中心とした健康観察等から、心の問題に適切に対応できるよう、SC等による支援を行うなどの学校体制を整える。
- (2) 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染症対策についての指導を徹底するとともに、栄養、睡眠、運動等の基本的な生活習慣の確立により、免疫力を高める指導等を計画的に行う。
- (3) 学校の対応については、学校医、学校薬剤師と連携して行うこととし、場合によっては適宜相談をして対応を行う。

※ このガイドラインは、今後の感染状況やウイルスに関する情報が更新された場合、見直すことがあります。

令和2年5月27日 施行
令和3年5月12日 改訂
令和4年7月1日 改訂